

令和6年第8回野洲市農業委員会
総会議事録

令和6年8月9日開催

野洲市農業委員会事務局

令和6年第8回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年8月9日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、
令和6年第8回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 野洲 秀一
- 2 番 針本 一春
- 3 番 北中 良夫
- 4 番 井上 輝子
- 5 番 中濱 佳久
- 6 番 橋本 高明
- 8 番 田中 靖志
- 9 番 角出 昇
- 10 番 北浦 一宏
- 11 番 木村 二郎
- 13 番 米澤 博
- 14 番 井狩 憲一
- 15 番 辻 美智子
- 16 番 島村 平治
- 17 番 清水 稔
- 18 番 山本 芳隆
- 20 番 青木 章
- 21 番 川東 静佳
- 22 番 石塚 健一
- 23 番 小森 喜一
- 24 番 廣瀬 久雄
- 25 番 山田 富男
- 26 番 立入 三千男

2. 欠席委員

- 7 番 森 恒仁
- 12 番 市木 和雄
- 19 番 岩井 正男

会議に参加したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏

専門員	遠藤 総一郎
主任	松本 真紀子
農林水産課 主任	中川 大貴

議長 みなさま、おはようございます。
それでは、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
ただいまから、令和6年第8回農業委員会総会を開催します。
日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。
本日の出席委員は、23名であります。
欠席は、7番森委員、12番市木委員、19番岩井委員であります。
それではこれより、日程に入ります。
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
第2番 針本委員、第3番 北中委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第27号から議第30号の4案を順次上程します。

それでは、議第27号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第27号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてをご説明いたします。案件は1件でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。資料は別紙Aの1ページから2ページになります。

木部 ●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 187㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の●●●氏は令和5年の1月に亡くなられ、相続人が存在しないため、大津家庭裁判所から審判を受けた●●●氏が、●●●氏の財産の清算手続きを行っています。手続きの中で、申請地の畑は、●●●氏の生前から●●●氏が耕作をされてきたことが判明したため、贈与による所有権移転を相談したところ、●●●氏がこれを了承され、今回の申請に至っています。申請地は長年●●●氏が耕作してきた実績もあり、今後も自家消費野菜を作付けしたいという意向であることから、

●●●氏の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。事務局からの説明は以上となります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第8番 田中委員。

田中委員 8番 田中です。1番の申請についてご説明します。
詳細につきましてはただいま事務局からの説明があったとおりで、対象農地につきましては土地の所有者の●●●さんが亡くなられた後に、相続財産清算人が管理されていましたが、この度以前から耕作をされてきました●●●さんの方へ移ることが大津家庭裁判所から認められたため、今回の申請に至ったものです。皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第23号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第27号について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員と認めます。よって議第27号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第28号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第28号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。
案件は1件です。議案書の3ページをお願いいたします。資料は別紙Aの3ページから7ページになります。
野田 ●●●番、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積168㎡、他1筆、合計面積349㎡について、申請人 ●●●氏から、住宅用地にするため転用申請があったものです。
申請地には長年、前庭や駐車場として利用されてきた部分と倉庫や物置が建つ部分があり、一体で宅地として利用されてきましたが、この度相続の手続きを進める中で、農地転用が出来ていないことが判明し、今回顛末案件として申請

に至っております。なお、申請にあたり、申請人の祖父が生前に農地転用の許可を得ず住宅敷地として利用していたこと、そして今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第11番 木村委員。

木村委員 11番 木村です。野田の案件について説明します。
詳細については、事務局からの説明があったとおりです。
今回、相続の手続きを進めていくなかで、以前から住宅の敷地の一部が農地であることが判明し、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第28号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第28号について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員と認めます。よって議第28号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第29号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第29号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。
案件は1件です。議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Aの8ページから13ページになります。
八夫 ●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 598㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、売買により露天駐車場にするために転用申請があったものです。譲受人の●●●は滋賀県内で不動産賃貸業を展開している事業者です。この度、八夫の集落内で貸駐車場として利用可能な土地を探し

ていたところ、住宅地に近く、道路との高低差がほぼない、この申請地を適地と考えられ、両者の間で話がまとまり、今回の申請に至っています。

申請地の造成計画については、表面の高さを均一にするために少々の盛土を行い、表面は碎石を敷き詰め転圧します。雨水排水は傾斜を利用して東側に設置した側溝に集水し敷地外へ排水します。

別紙Aの8ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第8番 田中委員。

田中委員 8番 田中です。1番の申請について説明します。
詳細については事務局からの説明があったとおりであります。対象農地は図面をいただくとわかりますが、八夫の東に位置しておりまして、二辺を道路に囲まれた農地であります。所有者の●●●さんは京都府在住で耕作することはできませんので、以前より近隣住民が利用されている他は防草シートによる保全管理をされてきました。この度、●●●より露天駐車場として利用したいという話があり、今回の申請に至ったものであります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので、事務局から補足説明があります。

事務局 本件につきましては、5月の総会でもお話をさせていただきましたが、資材置場等ということで、今回は露天駐車場ということで、上物がない転用にかかる農地転用許可の取扱いについて、令和6年3月28日付けで国の方から通知が出ております。内容につきましては、資材置場等の目的での農地転用許可については、工事完了後3年間は6か月ごとに事業状況について報告をすることとなっております。この通知につきましては、必ずこのようにしなさいということではなく、地方分権の考え方から各市の判断で行うようにという技術的支援というようなことで、国から通知が出ております。このようなことから、立入会長をはじめ、事務局で今後の取扱いについて検討してまいりました。まず、市内での現状と課題ということで、市内において資材置場を目的とした農地転用があり、転用許可後、許可の目的と異なる目的で使用されている事例が散見されております。また、制度として、農地転用許可書の発行をもって、地目変更登記の手続きを進めることができることから、農地転用許可後の追跡調査に

については、現制度上困難な状況にあります。こういった現状と課題を踏まえまして、他法令との関係としましては、上物が無い開発は都計法の開発とはみなされません。ただし、500㎡以上造成にあつては、市の開発指導要綱上の開発とみなされ、一定建築住宅課の方から開発指導の対象となります。本件につきましても、開発指導の対象となります。これらの現状と他法令との関係を踏まえまして、市農委の方針としましては、まず一つ目は農地転用の相談の段階から、農水省の通知に基づき農地転用指導をしていきます。具体的には二つ目、農地転用許可の際に、工事完了の報告があつた日から3年間6か月ごとに事業実施状況の報告をすることと条件を付すことといたします。三つ目としましては、農地転用許可書の交付の際にこういった国の通知に基づき、市農委としては3年間6か月ごとに事業実施状況の報告をすることを伝えて手交することとします。ただし、許可書を交付する時点で農地以外に変更できますので、農地以外の不動産として取り扱うことは可能ですが、当初の目的を完遂させることが必要となりますので、追跡調査を行うことを考えております。なお、国等から発出されている質疑応答集の中には、他用途への転用目的が変わつた場合には、事業者に聞き取りを行うようになっていますが、最終的には経済状況等の変化により他の用途へ変更することはやむを得ないと判断される場合には、既に農地ではないことから、他用途へ供することは可能であり、売買などもやむなしとなります。今回のケースに当てはめると、露天駐車場という当初の目的がありますが、その後発生した経済状況の変化等による他用途への変更についてはやむなしということになります。おしなべて言いますと、市農委としましては、通知に対してはやるべきことはやるという方針で取り組んでいきたいと考えています。事務局からの補足説明は以上です。

議 長 ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
 ご質疑はございませんか。
 13番 米澤委員。

米澤委員 事務局から詳細な説明がありましたが、土地利用計画平面図を見ていますと、12台ほど駐車できるようになっていますが、市街化調整区域で実際問題として、事業所も周辺にないことから、あえて近隣の方が車を止められる確約などはあるのでしょうか。それから、3年後に例えば露天駐車場から分譲宅地へという計画が出た場合、市街化調整区域なのでそのような利用は可能なのでしょうか。

事務局 転用目的の誓約書は申請時に提出されています。

3年たつとも、経済状況の変化等で他用途への転用もやむなしとなっております。

ます。また、都市計画法との関係ですが、市街化調整区域でありますので、分譲住宅地としては不可能ですが、都市計画法34条11号エリアとなっており、個人住宅として市外の方でも家を建てることは可能なエリアとなっております。

議 長 第5番 中濱委員

中濱委員 まず1点目、5月の総会の話があったが、この案件の話であったか。

事務局 5月の総会では、資材置場等について国からこのような通知が出ており、事務局としては大変困惑していると報告させていただきました。

中濱委員 もう1点、図面を見ると水路が切れているが、どこへつながるのか。左側へ流れていくのか。右に流れて暗渠になっているのか。暗渠になっている場合、開発区域に含まれるのかどうか。農業用水路であれば、水路の今後の利用について農業委員会として何か指導すべきではないのか。

事務局 水路の状況については確認させていただきたいと思いますが、水路については途中から暗渠になり、前面道路へ接続しています。水路の取扱いについては、開発サイドと連携していきたいと思います。

中濱委員 この場で確認ができないということでは、採決することもできないのではないのか。暗渠の位置は開発区域内なのか外なのか。

事務局 暗渠は今回の開発区域に含まれるので、水路の取扱いは開発担当と協議し確認します。

議 長 現地確認の際には、上流は宅地なので、この水路は雨水排水用と認識している。

中濱委員 隣地に畑がある限り、農業用でないとも言い切れない。水路は道路河川課の担当にはなるが、農業で利用する可能性があるのであれば農業委員会としても意見を付ける必要があるのではないのか。

事務局 開発の関係課とは連携はしていきますが、農業委員会の総会としましては、転用の案件は周辺農地の営農に影響がないかを審査することが本意ですので、両方の視点を持っていくことが大事と考え、取り組んでいきたいと思っています。

中濱委員 (中略) 状況が確認できていないなかで、今日採決を取るのか。採決を取るな

らしっかりと確認しておくべきではないのか。

議 長 暫時休憩にします。

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局 現状、申請地の畑の排水は、下側の水路へ勾配を利用して排水しています。北側の水路は、流れておらず利用されていない状況です。暗渠の位置等については、開発の指導対象になりますので、確認をしていきたいと思います。

中濱委員 確認だが、結局のところ水路はどこを通っているのか。南側か、北側か。

事務局 水路は北側の土地を通って、道路へ排水しています。暗渠部分が開発区域に含まれるかどうかは確認します。

中濱委員 結局のところ、各課で所管があるのは解るが、地域を良くしていこうというのであれば、(中略) 農業委員会としても指導していきますとかいふべきではないのか。担当課ではないので、という回答しかできないのであれば、農業委員会は必要なのではないのか。

事務局 申請における周辺の里道・用水路なども、今後は事務局で確認してまいります。

議 長 他にご質疑はありませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第29号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第29号について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数)
挙手多数と認めます。
よって議第29号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第30号 農用地利用集積計画についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。
「議第30号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求め

るため、提出されたものです。内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの1ページをご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計26筆、51,784㎡です。

次に、2ページをご覧ください。

所有権が移転されたのは、合計1筆、2,163㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第30号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第30号について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。よって議第30号は原案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてを議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。資料は別紙Aの14ページになります。上屋 ●●●番、登記地目：田、現況地目：畑、面積105㎡、他1筆、合計面積171㎡について、譲渡人 ●●●氏他3名から、譲受人 ●●●氏へ売買により住宅用地にするため転用の届出があったものです。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 20分